

病気やけがで障がいがある人のための「障害基礎年金」

病気やけがで生活や仕事などが制限されるようになった場合、下表の全ての要件を満たせば障害基礎年金を受け取ることができます。

要件	内容
初診日の確認	①②③のいずれかの期間に「初診日」があることが必要です。「初診日」とは、障がいの原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日のことです。 ①国民年金加入期間中 ②20歳前 ③国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人で老齢基礎年金の待機期間中（老齢基礎年金を繰り上げて受給している人を除く） ※厚生年金加入中に初診日がある人は「障害厚生年金」の請求ができます。
障害認定日における障害の状態	「障害認定日」において障害等級表の1級か2級に該当していることが必要です。 ※「障害認定日」とは、初診日から1年6か月経過した日、または1年6か月以内にその病気やけがの症状が固定した日のことです。 ※身体障害者手帳などの等級とは必ずしも一致しません。
保険料の納付状況	①②のいずれかの納付要件を満たしていることが必要です。 ①初診日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を足した期間が、全体の3分の2以上あること ②初診日に65歳未満であり、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと ※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要。

※今年度の障害基礎年金額（年額）は、1級＝97万4125円、2級＝77万9300円です。

問い合わせは、大牟田年金事務所（☎52・5294）、市健康づくり課（☎77・8533）、大和・三橋庁舎市民サービス課まで。



「介護予防ポイント活動」を始めてみませんか



市の介護予防教室や介護保険施設などで対象となる「介護予防ポイント活動」を行うと、ポイントがもらえます。生きがいづくり、健康づくりのために始めてみませんか。なお、同活動を行うには事前研修会（右下）への参加が必要です。

●対象者 市内在住の65歳以上で市介護保険第1号被保険者

●活動場所 市が行う介護予防教室や特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、デイサービス、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホームなど

●対象となる活動

▷市が行う介護予防教室の運営補助▷将棋や囲碁の相手など、介護保険施設などでのレクリエーション指導▷同施設などの入居者や利用者の話し相手▷同施設などの入居者の散歩や外出などの移動補助▷同施設などでの模擬店や会場設営、芸能披露などの行事手伝い（芸能披露も含む）▷その他、同施設職員とともに行う草

刈りや洗濯物整理などの補助的な活動

●ポイントの換金 ポイントの換金は1年に1度のみ。来年の1～2月に換金申請を柳川庁舎1階福祉課高齢者福祉係で行ってください。申請後、指定された口座に奨励金を入金します。1ポイント100円で10ポイントから換金可能。1年の換金上限額は5000円。介護保険料に滞納がある場合は換金できません。

問い合わせは、同係（☎77・8516）まで。

「介護予防ポイント活動」事前研修会

●日時 9月20日（木）、午後1時30分～3時40分

●会場 水の郷2階研修室

●定員 先着20人

●持ってくる物 筆記用具、印鑑

申し込み、問い合わせは、市福祉課高齢者福祉係（☎77・8516）まで。

ひとり親家庭のお父さんお母さんを応援



□進学資金の貸し付けを行い子どもの進学を応援

母子家庭の母、父子家庭の父、または寡婦が扶養している子どもの進学に必要な資金の貸し付けを行います。

●貸し付けを受けられる人

▷母子家庭の母、父子家庭の父で20歳未満の児童を扶養している人

▷母子家庭の母、父子家庭の父に扶養されている児童

▷かつて母子家庭の母だった人

▷寡婦に扶養されている子

▷配偶者と死別または離別した40歳以上の配偶者のいない女性で、母子家庭の母および寡婦以外の人

●貸付金の種類（進学関係）

修学資金、就学支度資金（貸付限度額は学校種別などによって決まります）

問い合わせは、市子育て支援課相談係（☎77・8524）まで。

□養育費相談

電話による相談です。相談内容によって1時間無料の弁護士相談クーポンを発行します。

※離婚協議中の人も相談可

●日時 平日の午前9時～午後5時、毎週土曜と第1・

第3日曜の午前9時～午後4時

□無料弁護士相談

事前に予約が必要です。

●日時 ▷9月5日（水）、10月3日（水）＝午後1時～3時▷9月12日（水）、26日（水）＝午後6時30分～8時30分

●会場 クローバープラザ（春日市原町）

●人数 先着各4人

●予約電話 092・584・3931

□ひとり親家庭のための「パソコン講習会」

ひとり親サポートセンターは、パソコン基礎～応用講習会を開催します。

●日時 10月25日（木）～11月16日（金）、午後1時～5時（平日の12日間）

●会場 クローバープラザ（春日市原町）

●定員 20人

●受講料 無料（テキスト代1000円は自己負担）、無料託児あり（要予約）

●申込締切 10月1日（月）

予約や申し込み、問い合わせは、同センター（☎092・584・3931）まで。

災害に便乗した悪質商法に注意

【事例1】

台風で屋根瓦が壊れて困っていたところ、「火災保険を使って自己負担なしで屋根の修理ができる」と言って業者が訪問してきたので契約した。業者に保険金の申請手続きを代行してもらい、振り込まれた保険金全額を前払いした。よく考えると工事費が高いと思うので、契約を解除したい。



消費者庁イラスト集より

【事例2】

ボランティア団体を名乗る人から「被災地への義援金を集めている」という電話がかかってきたが信用していないのか分からない。

【アドバイス】

家屋が被災してしまった場合、火災保険がおりるかどうか、まずは自分で保険会社へ問い合わせましょう。

修理を依頼する際は複数の業者から見積もりを取り、家族や周囲の人に相談するなど、十分に比較検討してください。工事前にも関わらず、代金全額を請求する業者には注意が必要です。事例1のような訪問販売の場合、契約書面をもらって8日以内であればクーリングオフできますが、この期間を過ぎてしまうと、高額な違約金を請求される恐れもあります。

事例2は、災害に便乗した詐欺の可能性もあります。義援金を送るときは、信頼できる団体を通して送るようにしましょう。

災害時でも契約は慎重に。少しでも不審に思ったら、消費生活センターに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎76・1004）まで。